

令和4年12月19日(月)
学校人事課給与係
担当 立見、金子
内線 4600

群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関する規則の概要

学校人事課

1. 制定の概要

定年引上げに係る給与条例の一部改正に伴い、役職定年に係る管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について必要な事項を規定するもの。

2. 制定内容

管理監督職勤務上限年齢調整額の対象者及び具体的な額の算定方法を定める規則を制定する。

- (1) 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象から除く学校職員を規定する。
- (2) 以下の学校職員に対する管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について定める。
 - ① 管理監督職勤務上限年齢による降任をされた学校職員（特例任用後降任等学校職員を除く。）
 - ② 特例任用後降任等学校職員
 - ③ 降任等相当給料表異動をした学校職員
 - ④ 特例任用期間降格等学校職員
 - ⑤ 人事交流等学校職員

3. 施行期日

令和5年4月1日